十六人歌仙伝補考

---古今和歌集目録との先後関係の再確認

新藤協三

両書の先後、影響関係に関する迫氏の見解は、異本『三十六人歌仙伝』を用いることで更に確実なものとして確認し で、『三十六人歌仙伝』の原型を留める異本本文によって、改めて両書の先後、影響関係を考えてみた。その結果、 の影響を受けて成立したと結論づけられたが、迫氏の論述が共に群書類従所収本文に拠って展開されたものであるの 要 先後、影響関係が問題とされてきた。この点については迫徹朗氏が、『古今和歌集目録』は『三十六人歌仙伝』 院政期初頭前後に成立した『三十六人歌仙伝』と『古今和歌集目録』とは、その成立時期が近 接 する た

得ることがわかる。

- 43 ---

では、 伝云 ぬものと思われる。 された上で、両者の経歴を詳細に検討された結果、結局は忠岑に関する『伝』と『目録』との記載の比較に立戻られ 迫徹朗氏である。 、キストを共に群書類従所収本文に拠って展開されるが、 院政期初頭前後に成立したと考えられる『三十六人歌仙伝』と『古今和歌集月録』(以下各々『伝』・『目録』と略称) 『目録』は『伝』の影響を受けて成立した、と結論づけられたのであった。迫氏の論述は、『伝』、『目録』両書の **房藤** 撰盛 その成立時期が近接するため、先後、影響関係が従来問題とされてきた。この点に明解な断案を下されたのは それは方法論的にも妥当性を認め得るもので、 古今目録云 襲惧」とあることを手がかりに、 迫氏は、両書に引かれた「壬生忠岑」の記載に注目され、 周到な検証と明晰な論旨とに支えられた結論は、 『伝』の撰者を定成男盛房、 両書の本文に異本と目すべきほどのものが知られない時点 顕昭の『柿本朝臣人麿勘文』に 『目録』の撰者を能成男仲実と それ自体動 「卅六人

考察に於いては、 それと同系統の本文しか知られなかった『伝』に、新たに異本の伝本の出現したことにより、今後『伝』にかかわる らかに前段階の本文を保有するものであり、『伝』の原型もしくは原型に近い形態と考えられる。 ところで、稿者は最近『伝』の異本を数本管見することができたが、それらは、 異本の存在を確認し得ぬ『川録』はともかくも、 異本の存在を無視し得ぬものと思われる。したがって、 『伝』については異本本文をも勘案して検証する必要があろ 『伝』と『目録』との先後関係を考える上 流布本の類従本系本文に比 従来類従本および

らと考えられる。

同

. 種

のものである。

た所以である。 なことを示唆しておいたので、 てその全貌を翻刻、 書の本文の比較を通して、 を問題とされたのが、 以上 の 理 由により、 なお、 紹介したが、 僅かに「壬生忠岑」 『目録』の本文は群書類従所収本文に拠ることにする。 迫氏の論述が盛房、 内部徴証の面からこの問題を探ってゆきたいと思う。異本『伝』については、 本稿は前稿に対する続稿としての意味合いを有するものである。 その際、 の条のみであった点をも鑑みて、本稿では、 仲実両者の経歴の究明に大部分の紙幅が費やされ、 『伝』と『目録』との先後関係についても、 新たな視点からの究明が 異本『伝』を用いて、 『伝』、『目録』 題目を「補考」とし 前稿におい 専ら両 の 可能 本文

最 初に、 管見し得た異本『伝』 の伝本を掲げておく。 それらは

(1)松野陽 氏蔵 「歌仙伝」

(2)宮内庁書陵部蔵

「歌仙伝」

(3)宮内庁書陵部蔵 『歌集襍抄』所収 一 甲 本④ 「歌仙伝」

(一五四・七) (一五()・六二二)

(4)高松宮家蔵 (七・二二七・六) 「歌仙伝」

⑤高松宮家蔵(七・二二七・七)『代々集』所収

「歌仙伝」

乙(本3

は 五本であるが、これらのうち②~⑤の四本は、 相互に補完し得る字句の小異の外は、 面 の行数、 前稿擱筆後にその所在を確認し、管見したものである。 一行の字数等もほとんど一致し、 形態的にも内容的にも全く これら五本

流布本に対してこれら異本が対立する本文上の特徴点としては、

各歌人の伝記が概して流布本よ

を抄出 りも詳細であること、 奥書を有することである。これらの点から、 簡略化した「略本」 各歌人の伝記に先立って必ず一首乃至三首の代表歌を掲げること、 形態であることが判明するのである。(6) 異本こそは『伝』の原型、 もしくはそれに近い形態で、 更には、 流布本と全く別種 流布本 は原

僧正遍昭、 さて、 『伝』と『目録』との両書に伝記を所載される歌人は、 素性法師、 紀友則、 小野小町、 藤原兼輔、 壬生忠岑、 柿本人麿、 藤原敏行、 源宗干、 紀貫之、 凡河内躬恒、 藤原興風、 坂上是則の十五人で 伊勢、 在原業平、

の あるが、 件人。就年々除目叙位尋其昇進無所見。 は 「柿本人麿」 このうち、 の条である。 『伝』の異本が流布本とは大きな異同を示し、 流布本『伝』には、 但古万葉集云。大宝元年幸紀伊国時作謌。従車駕云々。今案。 『川録』とほぼ一 致する例として先ず看過し得ぬ 件行幸日従

思われる箇所については、 と記され、 皇知食和歌趣歟。 駕者定叙爵歟。 而万葉集尋人丸在之時。天智天皇御宇以後。文武天皇御在位之間人也。何以称奈良之御時人丸哉。正三位之条以不審。 比較的簡潔な記載となっているが、異本『伝』には(本文は松野本に拠るが、 如古今倭謌集序者。 同御時有正三位柿下人丸者。 他本を校勘して訂正した本文で示すことにする。 注先师柿下大夫。 和歌僊也。 可謂五位歟。古今金玉集序云。 依件文廻私案。頗可謂相違。 特に断らない限り以下同じ。 及奈良御宇。 松野本本文の欠陥、 以大同之年号奈良之帝。 和歌大興。 なお、 誤謬と 以下 然

①件人、 結松。 其哥云。 就年々除目叙位等、 尋其昇進、 無所見。 但古万葉集云。文武天皇大宝元年幸干紀伊国時**、** 作哥。 従車駕。 見

の論述の都合上、

私に記事の頭に①~④の番号を付す)、

後みんと君かむすへるいはしろの小松かうれを又みけんかも

国史云。大宝元年九月丁亥、 天皇幸紀伊国。冬十月丁未、 車駕至武漏温泉。 戊申、 従官幷郡司等、 進階幷賜衣衾。

定叙爵歟。

又如古今和歌集序注。

先師柿本大夫。

可謂有位之人歟

件行幸日、 従駕者定叙爵歟。 如占今和歌集序者、 注先師柿本大夫。 пĵ 謂 五位歟。

②古今金玉集序云。 及奈良御宇和哥大興。 彼天皇知食和哥趣歟。 同御時有正三位柿本人丸者。 和哥 仙

宇以後、 依件文廻私案、 文武天皇御在位之間人也。 頗可謂相違。 或乗竹帛伝。閭巷以大同之主号奈良帝。 何以称奈良御時之人麿哉。 古賢撰集有所見歟。 然而就万葉集尋人丸在世之時、 将伝云、 書写之誤歟。正二位 天智天皇御

条又以不審。

③日並皇子尊殯宮之時哥云。

久方の空みることくあふきみし御子のみかとのあれまくおしも

件皇子、持統天皇三年四月薨。 従天武天皇元年至干件三年、 合十八年也。 是以案、 天智天皇御宇以後人歟。

④明日香皇女庭殯宮之時謌云。

飛鳥河しからみわたしせかませはなかる~水ものとけからまし

右皇女、文武天皇四年四月薨。 件等親王薨時如此作歌。 是以注、 天智天皇御宇以後、 文武天皇御在位間 人也。

/以下略/

とあり、 流布本と内容の一致する①②以外にも、 ③④の記事を有するのである。一方、 『目録』には次の如くに記さ

れる(私に記事の頭に①~④の番号を付す)。

①以年々叙位除 年九月丁亥天皇幸紀伊国。冬十月丁未車駕至武漏温泉。戊申従官幷国郡司等進階。 目。 尋其昇進。 無所見。但古万葉集第二云。大宝元年辛丑幸紀伊国時作歌。従車駕。 幷贈衣衾。 **今**案。 国史云。 件行幸日従駕 大宝元

②古今金玉集序云。 及奈良御宇。 和歌大興。 彼天皇知食和歌趣歟。 同御時有正三位柿本人丸者。 和歌仙也。 依件文廻

皇御在位間之人也。 私案頗 可謂相違。式乗竹帛伝。 何以称奈良御時之人。凡乎古賢撰集有所見歟。 閭巷以号奈良之帝。 然而蔵古万葉集。尋人丸在世之時。 将転々書写之誤歟。正三位之条。又以不審。 天智天皇御宇以後。

③日並皇子尊殯宮之時作歌。件皇子持統天皇三年四月薨。従天武天皇元年。至件三年。合十八年也。是以案。天智天

④明日香皇女木飐殯宮之時作歌。 文武天皇御在位之間人歟。<<以下略> 件皇女文武天皇四年四月薨。 件等親王之薨時。 如此作歌。 是以注。 天智天皇御宇以

皇御宇以後之人歟

について、 る。この事実は、 こに掲げたこれら両書の記事は、 異本『伝』と『目録』とは、ここに掲げた記事のあとに、それぞれ別の記事を有するが、一瞥してわかるとおり、 しめるのであって、 内部徴証 両書の間に何らかの依拠関係、即ち、どちらか一方が他方を直接の典拠資料に用いたことを想定せ 流布本 !の面から新たに究明する手がかりが得られることになり、 · 『 伝』 異本『伝』から歌を除けば、 のみの時点では考える手がかりの少なかった『伝』と『目録』との先後、 細かい字句の異同の外は内容的に悉く一致するのであ この点にも、 異本『伝』の出現したこ 依拠関係

との意義が認められるのである。

 \equiv

のことは「凡河内躬恒」 『伝』の異本が流布本と異同を示し、『目録』と特徴的に一致する例として「柿本人麿」の記事を掲げたが、 の場合にも指摘できる。 流布本 · 「 伝 」 の記載は 同様

寛平六年二月廿八日任甲斐少月。 延喜七年正月十三日任丹波権目。 子御 所厨。 同十一年正月十三日任和泉権掾。 延喜四

年大井行幸和歌署所。 注散位凡河内躬恒。件日。 題九。 読人六人。毎題各一首。但躬恒毎題献二首。奥又副

とあるが、『目録』は、次に示す如く少々記事が増加している

四年大井河行幸和歌署所注。 寛平六年二月廿八日任甲斐権少日。延喜七年正月十三日任丹波権大日。御廚。 散位凡河内躬恒。 件日題九。読人六人。毎題各一首。 同十一年正月十三日任和泉権掾。 伹躬恒除鶴洲立之外。 延喜

首。又副一首也。

即 を有する点で流布本『伝』と異なるのであるが、この両書の違いからは、仮りに『目録』が『伝』に依拠したと想定 後撰和歌集第十五卷云。 『目録』は、 傍線を施した「除鶴洲立之外」の語句を持つことと、 任淡路掾。 満秩帰都之由見之。 其詞云。 淡路掾任満上洛之時。 末尾の「後撰和歌集第十五巻云~」の記事 於兼輔粟 H 山 庄詠之者。

山高み雲井にみゆるさくら花心の行ておらぬ日そなき

異本『伝』の本文は『目録』と字句の小異以外全く一致するのである。

か、

しても、

流布本『伝』にない『目録』の文言は、

『目録』が他の資料から採り込んだと考えざるを得ない。

我やとの花見かてらにくる人はちりなん後そ恋しかるへき

寬平六年二月廿八日任甲斐権少目。延喜七年正月十三日任丹波権少目。御屬。

同十一年正月十三日任和泉権掾

延長四年大井河行幸和哥署所、 注散位凡河内躬恒。 件日、 題九読人六人毎題各一首。 **但躬恒除鶴江立之外毎題献二**

首。奥又副一首也。依哥多不注書。

ひきらへし人はむへこそおひにけれ松もこたかく成にけるかな後撰和哥集为十五巻云。淡路掾秩満帰都之由見右哥。云。

其詞云。淡路掾任満上之時、

兼輔卿粟田山庄にて読云。

ところ

流 するものとしてさらに例証を加えるなら、 係は否定し得ぬこと、 布本 先述の「柿本人麿」の場合をも加味して、この事実から帰結されるのは、 『伝』も有するが、このことから、 『伝』になく『日録』にある「除鶴洲立之外」、「後撰和歌集第十五巻云々」の部分を、 および、その場合の『伝』の本文は異本系のそれであったということである。この私見を補強 異本『伝』から歌を除いた本文は、 「紀友則」の記事をも掲げ得る。流布本『伝』は、 『目録』本文とほぼ一致すると見做し 『伝』と『目録』との直接の依拠関 字句に小異を見せなが 次掲の如く極めて簡略

寬平九年正月十一日任土佐掾。同十年正月廿九日少内記。延喜四年正月廿五日任大内記

な記載である。

これに対して、 寬平九年正月十一日任土佐掾。同十年正月廿九日任少内記。延喜四年正月廿五日任大内記。 『目録』は、 流布本『伝』の持つ経歴の記載の外、 そのあとに更に記事が続 先祖不詳。

古今和歌集第十六巻哀傷部云。 依惟高親王之誂集父之哥。 別副歌一首。 送彼親王者。 是以案之。 可謂友則

近江国滋賀郡小関山在道場。号藤尾寺。

件所紀納言封地也。

敏行伝云。紀納言之末葉也者。

惟高親王者。 貞観十四年二月十一日寝病沈頓。 出家為沙彌。二月廿日薨云、。古今撰者其以後也。以前被誂歟。 父歌人

本院大臣言談之次。於無官送四十年之山。難面作歌。左大臣返歌。以之案之。仁寿斎衡比之人歟。

「先祖不詳」以下の ①「伹右兵衛督敏行伝云……件所紀納言封

流布本『伝』になく『日録』にある記事は、

れるが、これらは、 「古今和歌集第十六巻哀傷部云……以前被誂歟」、③「本院大臣言談之次……仁寿斎衡比之人歟」 記載の形態と順序とを異にす。るものの、全て異本『伝』にも見られるものである。 の三種に分けら 即ち、 異本

『伝』は、「大内記紀朝臣友則不見」の歌人名表記の下に割注の形で「左兵衛督敏行伝云。紀大納言末葉云。 **言者近江国滋賀郡小関山在道場。号藤尾寺。件地大納言封地也」として①を持ち、** 続いて、 「秋かせにはつかりかね 紀大納

但右兵衛督

能性が見出されること、この二点である。

したあと、 そきこゆなるたか玉章をかけてきつらん」、「夕されはさほの河原の河霧に友まとはせる千とりなくなり」の二首を記 「寛平九年……」以下の官人としての経歴を述べ、更にそのあとに②、③に相当する部分を次のように記

す。

古今和歌集云。 依惟喬親王誂集父之哥。 別副云、一首送彼親王。是以案、 可謂友則父哥人歟。<惟喬親王貞観十四

ことならはことの葉さへもきえなゝんみれはなみたのたきまさりけり年二月十一日寝治病頓出家為沙弥。年二月廿二日薨>(割注)。其哥云。

本院大臣言談之次、於無官送卅年之由歎和哥云。

大臣返はるくとかすはまとはすありなから花さかぬ木をなにょうへけん

依如此哥案之、生年仁寿斎衡比歟。イ本、いまゝてになとかははなのさかすしてよそとせあまりとしきりはする

本的には全く同内容であると見做すことができる。この異本『伝』の記事と先掲『日録』のそれとを比較すると、

相互に細部の記述に繁簡の差は認められるものの、

根

にし得なかった両 に、どちらかが他方を直接の典拠資料に用いたことが想定されること、そして、従来流布本『伝』からはあまり明確 以上の如く、前章で触れた人麿、本章で見た躬恒、友則の例を総合して言い得ることは、『伝』と『日録』との間 者の依拠関係を、 異本『伝』を対置することによって、『伝』、 『目録』両書の本文から究明する可

『伝』と『目録』とに直接の依拠関係ありとすれば、具体的には、 『伝』が『目録』に依拠したのか、 『目録』が

『伝』に依拠したのか、そのいずれであるのかということが次に問題となってくる。

ところで、迫徹朗氏が、前掲の論考の中で次のように指摘されているのは示唆的である。

即ち、

迫氏は、

『目録』

の忠岑の記事

右衛門府生。御厨子所。定外膳部。摂津権大目。忠実之父。和泉大将定国随身云。。

と、『伝』(流布本)の忠見の記事

摂津大日壬生忠見 生忠署男。 天曆八年五月御記云。為御厨子所定外膳部。 以壬生忠見孝名之額膳部。 天徳二年正月

卅日任摂津大目。

および、『伝』の忠岑の記事

右衛門府生壬生忠峯不見。大和物語云。泉大将被参故左大臣第之夜。忠峯於階下詠歌云。

とを比較され

この『伝』に引かれた御記の文に基づき、仲実は忠岑の伝記を書く時、「御厨子所定外膳部」や「摂津大目」を

歌人でもない忠見の伝記を調査したとは考えがたく、とすれば『目録』の記事の中で『伝』と共通する部分は『伝』 勤めた忠見の父であるという記し方をしたものと思われる。いずれにしても、 『目録』を撰するに当たり、 古今集

に拠ったと見るのが穏やかであろう。

次のように記される。

違いが見られるが、異本『伝』には「摂津権大目」とあり、この点でも、異本『伝』と『目録』との近さが認められ とができるからである。 と結論づけられたが、その中の「『月録』を撰するに当たり、 たく」とされる観点に注目したい。かような観点から『目録』を瞥見すると、他にも似たような事象を探り当てるこ (なお、流布本『伝』と『目録』とでは、忠見の官職に「摂津大日」と「摂津権大日」との 古今集歌人でもない忠見の伝記を調査したとは考えが

さて、 『目録』を追ってゆくと、次のような事実の存在することに気づく。 『目録』は、 「伊勢」 に関して先ず、

大和守従五位上藤原継蔭女。七条后宮女房。寛平之間為更衣誕皇子。

る。

として略伝を記し、そのあと、「継蔭」、「七条后」の略伝をも記す。 『目録』がその歌人本人の略伝のみならず、近

親者の略伝をも併記することは決して珍しいことではなく、 経歴に不明の点の多い女流歌人についてはまま見られる

讃岐一首。誹諧。 安倍清行女。 清行者。 大納言安仁男。従四位上讃岐守。是。

の如く、

略伝を付載すること自体は何ら不思議ではないが、「七条后」の略伝をも併載するのは何故であろうか。その部分は 「紀有常女」、「壬生益成女」、「寵」等にも指摘される事実である。したがって、「伊勢」についてもその父親「継蔭」の

父親の略伝をも併記するが、女流歌人の場合他にも、「三条町」、「兵衛」、「因幡」、「二条」、「陸奥」、「大輔」、

夫人。六。延喜五年五月出家。七年六月八日崩。六。 七条后者。 昭宣公三女。 諱温子。宇多天皇后。生一女。均是。 仁和四年十月六日為女御。 寛平九年七月廿六日皇大

「伊勢」に関する記事が少ないので、その中に出てくる「継蔭」、「七条后」の略伝をも併載して、 全体の記事量の増

大化を企図したことは理解できるが、そのこととは別に、 血縁でもない「七条后」の略伝まで付載することについて

は依然疑問が残る。

一方、『伝』に於ける「伊勢」の記事を見てみると、流布本は、

伊勢。 也。 寬平末年誕生皇子之由見家集。七条后宮人云。 承平四年三月廿六日皇后穏子五十御賀御屛風。 <前大和守従五位上藤原継蔭女。 継蔭元伊勢守。>(割注)寛平御時更衣云々。 雖無所見。 皆是児女子之説 伊勢献和哥。

同七年十二月十二日陽成院七十御賀御屛風。伊勢献和哥。

ら「……七条后宮人 云、」までは、間に二首の和歌を挿入する以外は、 とあるが、異本は、 流布本と大きく異なり、以下述べる如く注目すべき本文を持つ。異本は、 流布本とほぼ一致するが、そのあと、 先ず、流布本の冒頭か 流布本

の「承平四年……」の前に流布本の持たない次の記事を有する。

誕生皇子ヲハ桂ニソ置テ養ケル。 伊勢ハ后宮く仕シテ夙夜シケル = 雨降日恋皇子気色ヲ后宮御覧して被仰。

号桂宮。>

月の内のかつらの人をこふとてや雨になみたのふりそはるらむ

久かたの中におひたる里なれはひかりをのみそたのむへらなる

皇子及八歳薨者<件皇子誕生七条宮立后之間歟。>(割注)、家集之誤也。不慥歟。

東七条后藤温子八仁和四年十月六日入内九日為女御。寛平九年七月廿六日為皇大夫人。延喜五年五月出家。 七年六

月崩。年三十六。昭宣公才三女。>(割注)

条后藤温子」の略伝を載せる点である。これは、異本『伝』特有の記事に「七条后」のことが記されるためであろう 異本はこのあとに、 流布本の「承平四年……」以下に相当する記事が続くが、 見落とせないのは、 割注の形で「東七

か、 その文言は、前掲『目録』の記載と酷似する。

依拠関係の濃厚なことを述べたが、『日録』は『伝』のこの部分を捨て切れず、ほぼ同文で引用したのであろうとい は これらのことから考えられるのは、 依拠した資料にこの記載が存在していたのを反映したものであること、 『目録』が「伊勢」に関して、血縁でもない「七条后」の略伝まで併載したの 即ち 先に『伝』と『目録』とに直接の

うことである。このように、『日録』が『伝』に依拠したとの想定に立てば、以下に述べるように、よく理解し得る

事象は他にいくつか見出し得るのである。

Ŧi.

先に第二章で、

「伝」

の異本が流布本とは大きな異同を示し、

『目録』と特徴的に一致するもの

ح

して「柿本人

暦」の記事を掲げたが、 もう一度その記載に立戻って両書の記述を見直すと、 細かい点ではあるが、 『伝』先、 日目

録』後と考えざるを得ない本文に逢着する。それらはいずれも②の部分に存在するが、

式乗竹帛伝 (日録

(1)或乗竹帛伝

(伝)

②閭巷以大同之主号奈良帝

(伝

閭巷以号奈良之帝(目録

然而蔵古万葉集尋人丸在世之時(目録)

(3)然而就万葉集尋人丸在世之時

⑷将伝云書写之誤歟(伝)

将転々書写之誤歟

(目録)

り、いずれも『目録』─→『伝』の経路からは生じ得ないと見做されるものである。なお、このうち②、⑶は流布本 ⑴は「或」を「式」と誤り、⑵は「大同之主」を 欠 き、 ③は「就」を「蔵」と誤り、④は「伝云」を「転々」と誤

『伝』にも存在するが、

②「以大同之年号奈良之帝」、 ③「然而万葉集尋人丸在之時」とあり、 異本『伝』と小異を

録』は、「紀貫之」の条に於いて、「同(延喜)七年二月廿七日任内膳典膳。」の記述のあとに、 -柿本人麿」の条以外にも、細かい本文の部分に、『目録』が『伝』に拠ったと思われる徴証は見出し得る。 割注で「与宮道潔興相 一 月

で存在する。これなども『目録』が『伝』(異本)に拠ったと考えることにより理解される点 で あ る が、『目録』は 替」と記す。この割注は流布本『伝』には存在しないが、異本『伝』には「与宮道潔興相替」として『目録』と同文 「宮道潔興」の条の「(昌泰)三年五月十五日任内膳典膳。延喜七年二月廿九日越前権少掾」の記述のあとに、「与貫之

56

相替」の割注を有する。

おそらくこれは、

「貫之」の条の割注の記載を勘案して付されたものと思われる。

は、 の項の方に記された、 に記された遍昭の記事を、「良峯宗貞」と「僧正遍昭」との二項に分載した形で有するが、このうち、「良峯宗貞」 流布本『伝』には存在しないが、異本『伝』には、 『目録』よりもわかりやすい文言となっている。この記載も、『目録』が『伝』(異本)に依拠したと想定す 『目録』が『伝』に依拠したと思われる痕跡は、 同 (嘉祥三年) 三月廿一日帝崩。 「庚子定御葬諸司、 庚子定御喪諸司装束司。 「僧正遍昭」の条にも指摘し得る。『目録』は、 為装束司。」とあり、 丙午出家五十。為僧。」の傍線部分 「為装束司」と記す 「 伝

よく納得されるものである。

津権大員 ることが可能であり、 『伝』─→『目録』の経路の想定に一応の蓋然性を付与するものであるが、こうした観点を敷衍すれば、 「小町」の記載「出羽国郡司女」なども、 以上に見て来たことは、 忠実之父。 和泉大将定国随身云な。」の傍線部も、 更には、迫氏が指摘された『目録』の「壬生忠岑」の「右衛門府生。 『日録』が『伝』に依拠したとする立場に立てば、 『伝』の流布本になく異本にある割注、 『伝』からの転載であることが確認されるのである。 極めて自然に理解される事象であり、 「出羽国郡司女也」に拠ったと見 御厨子所。 定外膳部。 『目録』の 摂

六

その経路を想定すれば、 載に如実に窺われること、また、「伊勢」の条の記事から、『伝』─→『日録』の経路が想定されること、更には、 せしめることによって、より明確にし得ること、そして、それは「柿本人麿」、「凡河内躬恒」、「紀友則」等の条の記 これまで縷述したことを概括すれば、 他にも理解のゆく事象が存在すること、などであった。 『伝』と『目録』との依拠関係は、 流布本 『伝』ではなく異本『伝』を対置 — 57 —

ころ不明だが、 出之」の一文に従えば、 ところで、異本『伝』には、その成立を示唆する注目すべき奥書があり、その冒頭の、 あるいは同二年以後と推定される。 迫氏は、 『伝』の成立は承保二年(一○七五)ということになる。一方、『目録』の成立年時は今のと 『日録』の撰者に擬せられる能成男仲実の経歴を勘案されて、 以上に従えば、 両書の本文に拠るまでもなく、 その成立を永久元年(一一 「承保二年依左府仰盛方注

書については指いて顧みなかった。 係はおのずから明らかであろうが、その影響関係をも究明すべく、専ら両書の本文を比較、 この異本『伝』の奥書については、その中に記される「盛方」なる人物の詳しい 『伝』と『日録』との先後関 考究し、異本 『伝』の奥

閲歴が不明であるため、 詳述することを避けたが、今まで述べたことから、『伝』─→『日録』の経路に蓋然性を認め得るとすれば、 その信憑性にもなお一縷の疑問が残り、本稿ではこの奥書の面から両書の先後関係について

とが逆に、 『目録』の現存本文については、 異本『伝』奥書の信憑性を傍証することになるとも考えられよう。 仲実撰の本文とは別で、平安末期に勝命の撰したものとされる西村加代子

なお、

氏の論があるが、西村氏の指摘される点は、本稿で採り上げた部分とかかわるものでなく、論旨に抵触しないので、 特に考慮に入れなかった。将来、原撰本『日録』の全体像が明確になった場合には、改めて『伝』と『月録』との先

影響関係を見直す必要が生じるかとも考えられるが、その場合にも、 本稿の論旨はおそらく矛盾しないものと思

新出の異本『伝』の本文に拠って、迫氏の見解の騏尾に付してその跡付けを行なったものであり、

もとよ

-- 58

副題を「――再検討」とせず「――再確認」としたのもそのためである。

本稿は、

り迫氏の結論を一歩も出るものではない。

(1)『『古今和歌集目録』と『三十六人歌仙伝』の先後――忠岑の伝記をめぐって――」(「中古文学」第十九号、 昭和五十二年

五月)

十九書を収める

- 2 **「異本三十六人歌仙伝――翻刻ならびに解説――」(「国文学研究資料館紀要」第八号、昭和五十七年三月)**
- 3 一冊本。 題簽に「歌集襍抄十五種」、その右傍に「代々集和歌之序」と打付書きし、「代々集和歌之序例」以下の十五種、
- $\widehat{4}$ 内容は前掲注(3)と同じものを収めるが、題簽を欠く。高松宮家蔵の他本と区別するため、 私に 「甲本」と仮称する。
- 5 表紙左上に「代々集」と打付書きし、 私に「乙本」と仮称する。 「代々集和歌之序例」以下の四書を収める。前掲注(4)の「甲本」と区別するた

7 6 拙稿「『三十六人歌仙伝』考――作者ならびに成立年時――」(「国語と国文学」昭和五十七年十月号) 「『古今和歌集目録』作者考」(「中古文学」第二十五号、 昭和五十五年四月)

△訂正> 前号(第八号)の拙稿「異本三十六人歌仙伝」の本文に誤りがありましたので、次のように訂正します。

″	64	61	"	"	"	59	58	"	57		55	54	"	51	頁
2	1	5	13	8	7	3	11	13	11		16	3	12	9	行
"	公忠	兼輔	"	"	"	友則	素性	遍昭	業平		家持	躬恒	"	人 麿	項目
道齋─→道済	正四位正大蔵卿──→正四位下大蔵卿	まとい	生年仁和…—→生年仁寿…	ことならはこのと葉さへも…—→ことならはことの葉さへも…	貞観十四年二月十四日───貞観十四年二月十一日	ゆなり…―→は	法師為	未の露…―→末の露…	ヲシホノ山モケフヨリハ…—→ヲシホノ山モケフコソハ…	鎮守府将軍。在任無幾…	鎮守府将軍。在在無幾…—→鎮守府将軍。同二年正月廿八日論奏署訴参議従三位行春宮大夫兼陸奥出羽按察使	延去四年—→延長四年	有正三位…—→有_正三位	從官弁群司等────從官幷郡司等	本 文

79	77	74	"	"	71	"	"	70	67	64
15	13	10	13	9	8	6	5	4	15	8
"	"	解説	忠見	"	能宣	"	"	是則	信明	公忠
菅原是網──→菅原是綱	天暦二年時に─→天慶二年時に	二本統	たゝ春の日にませたらなん─→たゝ春の日にませたらなむ。	寛和元年十月廿日─→寛和元年十一月廿日	朔且冬至祭主賞—→朔旦冬至祭主賞	年ことの春わかれを…─→年ことの春のわかれを…	清邦二男─→清邦三男	十七年正月任少内記。延長二年…—→十七年正月任少内記。廿一年正月轉』大内記』。延長二年…	五位蔵人中補之—→五位蔵人申補之	依昇賀也──依晏駕也